

特別局及び特別記念局の開設基準」

「連盟が開設するアマチュア局（レピータ局及びアシスト局並びにリモコン局を除く。）に関する規程」（以下「規程」という。）第2条に規定する「特別局」及び「特別記念局」の開設基準等は、下記のとおりとする。

記

1．特別局

(1) 規程第2条第6号に規定する特別局のうち、「連盟の特別行事」は、次のようなものをいう。

地方公共団体もしくは公益的団体が主催、後援または協賛する行事であり、行事の趣旨、内容等が公共性を有するもの。

連盟（地方本部、支部）が主催、後援または協賛する行事であり、行事の趣旨、内容等がアマチュア無線の活性化のための公開運用及びアマチュア無線の周知・啓発にあり、理事会が特に認めたもの。

(2) 行事の主催者から特別局を運用することにより行事を記念すること、及びその意義を広めることについて同意を得ていることを確認することができること。

(3) 特別局に使用する呼出符号は、下表の呼出符号列から開催する行事にふさわしいものを希望することができる。

(4) 特別局の開設を希望する期間は、行事等の開催期間からみて適当であること。

(5) 特別局の開設及び運用に係わる経費（免許申請等に必要経費を含む。）については、開設申し出者の負担とする。

(6) 特別局の免許申請と無線設備の調達について

特別局の免許申請書類の作成は、事務局において行うものとするが、無線設備を別途調達して開設する局の場合は、申し出者の責任において行うこととする。

特別局の無線設備の調達については、次のとおりとする。

ア． 地方局または補助局の呼出符号等を変更し、特別局として使用することができる。なお、地方局または補助局の使用にあたっては管理者の承諾を事前に得ることとする。

イ． 無線設備を別途調達して開設する場合は、申し出者の責任で行うこととする。

(7) 特別局の運営については、運営委員会を組織し、特別局の運営・管理を行うものとする。

2．特別記念局

(1) 規程第2条第7号に規定する特別記念局の定義のうち、「国際的または国家的に重要な行事」は、次のようなものをいう。

国際電気通信連合の機関が開催する行事

国際連合の専門機関が開催する行事

国際博覧会条約関連の行事

オリンピック組織委員会またはアジア競技大会委員会が関与する行事

国（主管庁）が主催または共催する行事

これらと同等であって理事会が特に認めたもの

- (2) 行事の主催者から特別記念局を運用することにより行事を記念すること及びその意義を広めることについて同意を得ていることを確認することができること。
- (3) 特別記念局に使用する呼出符号は、下表の呼出符号列から開催する行事にふさわしいものを希望することができる。
- (4) 特別記念局の開設を希望する期間は、行事等の開催期間からみて適当であること。
- (5) 特別記念局の開設及び運用に係わる経費（免許申請等に必要経費を含む。）については、1局あたり原則として10万円を上限として年間総額100万円の枠内で支出することができる。なお、経費の支出のない局については、開設申し出者の負担とする。
- (6) 特別記念局の免許申請と無線設備の調達について
特別記念局の免許申請書類の作成は、事務局において行うものとするが、無線設備を別途調達して開設する局の場合は、申し出者の責任において行うこととする。
特別記念局の無線設備の調達については、次のとおりとする。
ア． 地方局または補助局の呼出符号等を変更し、特別記念局として使用することができる。なお、地方局または補助局の使用にあたっては管理者の承諾を事前に得ることとする。
イ． 無線設備を別途調達して開設する場合は、申し出者の責任で行うこととする。
- (7) 特別記念局の運営については、運営委員会を組織し、局の運営・管理を行うものとする。

3．開設申し出

- (1) 特別局及び特別記念局の開設を希望する者は、運用計画、収支予算案、行事等に関するパンフレット及び行事等の主催者側からの特別局または特別記念局の開設について同意を得ていることを確認することができる文書を開設しようとする事業年度の間近の1月末日（必着）までに当該地方本部長を經由して専務理事に提出する。
- (2) 前項にかかわらず、連盟が主催するアマチュア無線フェスティバル、ITU記念日及びIARU HFワールドチャンピオンシップコンテストに開設する特別記念局並びに緊急やむを得ない場合であって会長が特に認めたものについては、この限りでない。

<特別局及び特別記念局に希望することができる呼出符号列>

各地方本部ごとに、8J1又は8N1の字の次に、1字以上5字以下のアルファベット又はアルファベットとアラビア数字を組み合わせたもの（ただし、最後の字はアルファベットであること）を付したもの（以下省略）

付則（昭和62年11月29日、第304回理事会）

この基準は、昭和62年11月29日から施行する。

付則（昭和63年2月21日、第305回理事会）

第1項(2)、(3)、第2項(4)及び第3項の改正部分については、昭和63年2月21日から施行する。

付則（平成元年12月3日、第324回理事会）

第1項(3)及び第2項(1)の改正部分については、平成元年4月1日から施行する。

付則（平成4年2月29日、第357回理事会）

1. 第1項(3)、第2項(1)、(2)、(3)、及び第3項の改正部分については、平成4年4月1日から施行する。
2. 平成4年度において特別局及び特別記念局を開設する場合、平成4年7月31日までのものについては、この規定にかかわらず従前の例（改正前の基準による）によるものとし、平成4年8月1日以降当該年度内に開設を希望するものは、第3項の規定にかかわらず同年8月1日までに、その行事の内容、運用計画及び収支予算書を当該地方本部長を経由して専務理事に提出するものとする。

付則（平成10年11月29日、第423回理事会）

この基準は、平成10年11月29日から施行する。

付則（平成11年2月28日、第424回理事会）

この基準は、平成11年2月28日から施行する。

付則（平成11年11月27日、第431回理事会）

この基準は、平成11年11月27日から施行する。

付則（平成15年6月28日、第461回理事会）

この基準は、平成15年6月28日から施行する。

付則（平成16年6月26日、第470回理事会）

この基準は、平成16年6月26日から施行する。

付則（平成16年11月20日、第475回理事会）

この基準は、平成16年11月20日から施行する。

付則（平成20年4月26日、第501回理事会）

この基準は、平成20年4月26日から施行する。